

## 資料 2

# こども性暴力防止法について

こども家庭庁

支援局 総務課

こども性暴力防止法施行準備室

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、

こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、

2024年6月「こども性暴力防止法」が成立しました。

この法律で定められている取組は、

2026年12月25日に施行される予定です。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

# 【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

## 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること**等を義務付ける。

## 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

### 対象事業者

#### 学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

#### 民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象業務

#### 学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

#### 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

## 対象事業者に求められる措置等

### 安全確保措置

#### ① 日頃から講ずべき措置

- ・服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・児童等が**相談を行いややすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・**研修**(第8条等)

#### 初犯防止対策

#### ③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - ー 学校設置者等の現職者  
→ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - ー 民間教育保育等事業者の従事者  
→ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

#### 再犯防止対策

#### ② 被害が疑われる場合の対応

- ・**調査**(第7条第1項等)
- ・被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

#### ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

#### 防止措置

### 情報管理措置

#### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・情報の秘密保持義務(第39条)

## 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日:令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

# 性暴力とは？

## 性暴力とは

- 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「不適切な行為」についても、皆で注意し、防止していくことが必要です。
- 「性暴力」の例
  - 身体への接触・性交など
  - ポルノ等を見せる
  - わいせつな言動
  - のぞき、盗撮など
- 「不適切な行為」の例
  - こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
  - 私物スマートフォンで子どもの写真を撮影する
  - 休日にこどもと二人きりで会うなど



## 制度の対象について

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、  
そこでこどもに接して働く人たちが  
「こども性暴力防止法」の対象になります。

**全ての事業者が  
法律で定める性暴力防止の取組の  
義務がある**



学校



認可保育所



認定こども園



児童福祉施設

など

**国の「認定」を受けた事業者が  
法律で定める性暴力防止の取組を行う  
(義務ではない)**



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

# 制度の対象についてもう少し詳しく（1）



全ての事業者が  
法律で定める  
性暴力防止の取組の  
義務がある



- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設  
(認可保育所、児童養護施設、  
障害児入所施設 等)
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業

など

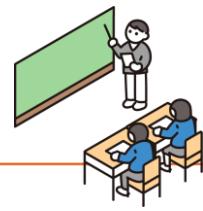
国の「認定」を受けた事業者が  
法律で定める  
性暴力防止の取組を行う  
(義務ではない)



- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業  
(学習塾、スポーツクラブ等)
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業

など

# 制度の対象についてもう少し詳しく（2）



## 民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。  
子どもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。  
(芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
  - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
  - ② 対面要件：こどもと対面で接すること
  - ③ 場所要件：子どもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
  - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること

# 制度の対象についてもう少し詳しく（3）

## 対象となる業務は？

- 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

### 一律対象となる



学校の先生



保育士

など

### 実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



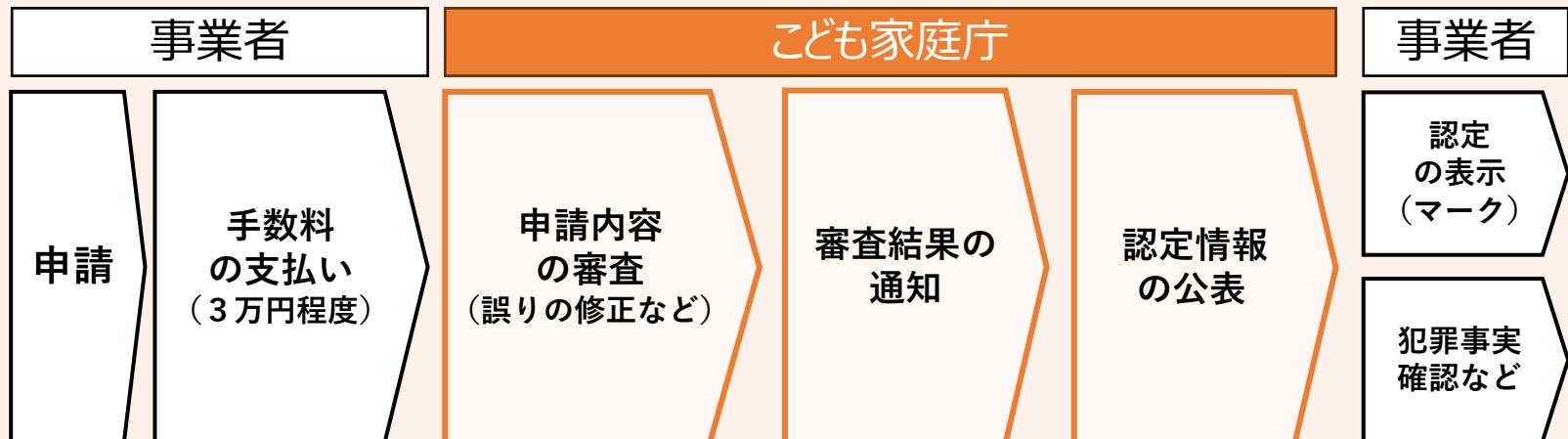
送迎バスの運転手

など



## 認定とは

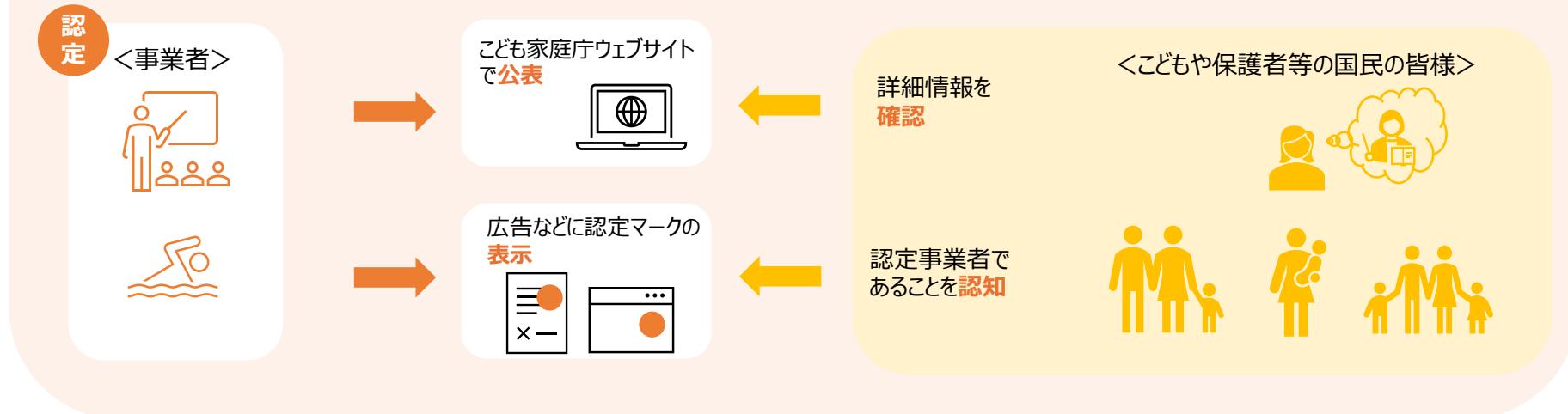
- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準  
⇒ 認定には、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯歴情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制が必要です。
- 必要な手続  
⇒ 認定を受けるためには、オンラインでの申請が必要です。  
申請から認定までは約1～2か月かかる見込みです。



## 「認定」について（2）

### 認定を受けると…

- 国が「認定」した事業者（学習塾、スポーツクラブなど）は、こども家庭庁のウェブサイト上で**公表**されます。
- また、「**認定マーク**」を広告などに使えるようになります。



### 「認定マーク」を受けられるものの例

- 制服
  - パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
  - 名刺、電子メール
  - 受付、玄関ホール、看板
  - 求人広告
- など

性暴力防止の取組を  
している事業者を  
選べるようになるね！



# 法律で定められた性暴力を防ぐための取組

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



## 日頃から取り組むこと

- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：面談やアンケート）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

## 性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聞き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

## 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）** ①

# 犯罪事実確認について（1）

## 犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

## 確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
  - 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
  - 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
  - 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意  
わいせつ

児童買春

児童ポルノ  
所持

痴漢

盗撮

未成年  
淫行

など

# 犯罪事実確認について（2）

## 犯罪事実確認の期限

### ① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

#### 〈やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）〉

- ・急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

### ② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

### ③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

### ④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

## 犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



# 犯罪事実確認の手続について

## 犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

## 犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ – 1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- 2 訂正請求せず 2 週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

# 事業者が採用に当たって行うべきこと



## 事業者が採用に当たって行うべきこと

- 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。  
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

## 採用段階ごとに必要な作業のイメージ

### 募集

### 選考

### 内定

### 犯罪事実確認・防止措置

募集要項の採用条件に性犯罪歴がないこと等を明記しておく

誓約書・履歴書等で性犯罪歴が無いことを明示的に確認する

内定通知書等に「重要な経歴の詐称」を内定取消事由として明記しておく

犯罪事実確認を実施

性犯罪歴がある場合おそれがあるとの判断の下、防止措置（内定取消し等）

※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

## 日ごろから取り組むこと

- ・ 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- ・ 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- ・ **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- ・ **新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- ・ 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



## 情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

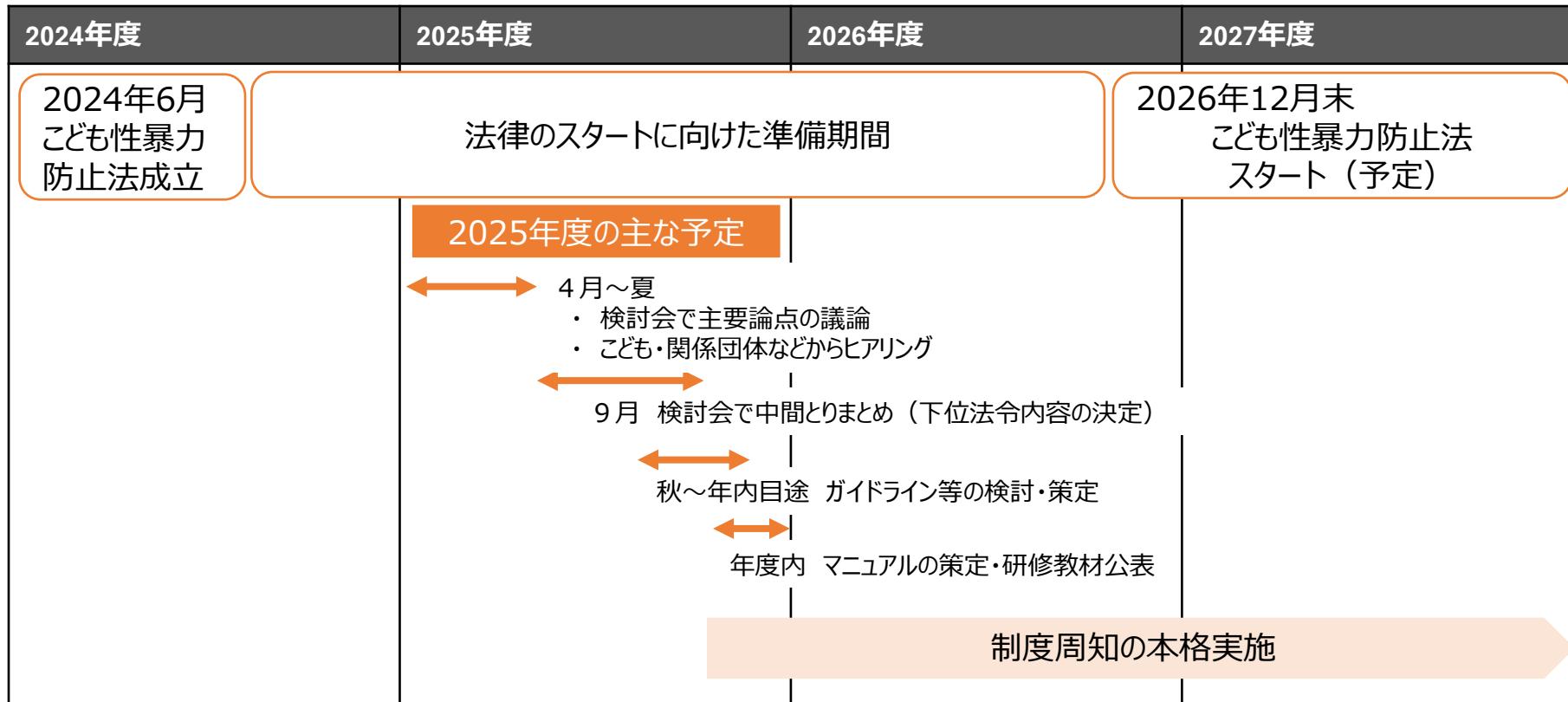
- ・ 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

**⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。**

# 今後のスケジュール（イメージ）について



こども家庭庁では、こども性暴力防止法のスタートに向けて準備を進めています。



こ支総第236号  
こ成基第253号  
7文科初第1630号  
令和7年11月4日

各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長  
教職課程を置く各公私立大学長 殿  
各指定教員養成機関の長

こども家庭庁支援局長  
こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた令和8年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項について（依頼）

こどもへの性暴力等は、子どもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与えるものであり、絶対に防がなければなりません。このような理念と社会の責任を具現化すべく、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号）（以下「法」という。）が成立しました。本法においては、児童等に対して教育、保育等を提供する学校設置者等及び認定事業者等（以下「対象事業者」という。）に対し、教員等及び教育保育等従事者（以下「対象従事者」という。）による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどしており、令和8年12月25日の施行を予定しています。

法第4条第1項及び第26条第1項においては、対象事業者は、対象従事者の特定性犯罪前科の有無を確認しなければならないこととされており、教職課程を履修する学生が実習施設にて行う教育実習及び保育士養成課程を履修している学生が実習施設にて行う保育実習（以下「実習」という。）については、次の①又は②のような取扱いとなる予定です。

① 犯罪事実確認が求められる場合

教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設（以下単に「大学等」という。）が作成する実習計画において、児童等と一对一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置付けられている実習であること

② 犯罪事実確認が求められない場合

次のア及びイを満たす実習であること。

- ア 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等とを原則として一对一にさせないことが位置づけられていること
- イ 実習施設となる対象事業者において、実習生と児童等とを原則として一对一にさせないこと及び指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されていること

※ なお、①又は②に該当するか否か（犯罪事実確認の実施の要否）を最終的に判断するのは実習施設となる対象事業者であることから、その判断の結果、全ての実習生に犯罪事実確認が求められる可能性があります。

犯罪事実確認の結果、特定性犯罪前科が確認された者については、法第6条又は第25条の規定に基づく防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等と接する実習はできないこととなります。

また、法に基づく犯罪事実確認を行う前に、特定性犯罪前科がある旨を申告した者については、①に該当する場合は、同様に児童等と接する実習を行わないよう防止措置を講じる必要があります。②に該当する場合にも、法制定の背景事情の一つである性犯罪の再犯リスクを踏まえれば、児童等に接する形での実習を行わせることは適切ではないと考えられます。

※ なお、実習を行う場合以外においても、学生が、インターンシップやボランティア活動等を通じて対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合には、当該対象事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、犯罪事実確認を求める可能性があります。

犯罪事実確認を行う場合には、学生においても一定の手続が必要であり、また、犯罪事実確認の結果（特定性犯罪前科がある旨の申告があった者については、その申告）によって児童等に接する実習が実施できなくなることによる学生等への影響が大きいことに鑑み、大学等における法を踏まえた対応を整理し、事前に周知することが

必要と考えられます。このことに鑑み、令和8年度以降に入学する学生の募集等に当たり、考えられる対応を下記のとおり示しますので、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、法に基づく犯罪事実確認は、法の施行後は、現在の在校生についても、実習前にその要否を判断し、対応する必要がありますので、在校生への対応についてもご検討いただることになります。この点を含めた法の施行に向けた関連事項の詳細については、現在、検討中であり、在校生への対応を含む対応の詳細については、令和7年度中に改めて周知する予定です。

本通知の内容について、各都道府県知事におかれでは、貴管内の指定保育士養成施設の長及び管内市区町村に対して周知願います。

## 記

### (考えられる対応例)

- 1 令和8年度以降に入学する学生の対応においては、次の①から③までの事項についてパンフレット又は大学等のウェブサイト等を通じて、入学志願者への周知を行うこと。
  - ① 法の施行日（令和8年12月25日を予定）以降、実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。
  - ② 実習を行うことができない場合は、原則として教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる教員免許状及び保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格の取得要件を満たすことができないこと。
  - ③ 実習が卒業のために必須の科目となっている大学等においては、実習を行うことができず卒業要件を満たすことができない学生への対応について事前に整理した上で、入学志願者に対し、卒業要件を満たすことができない可能性があること及びその場合の対応についても周知すること。
- 2 入学前に、入学予定者に対して、次の対応を行うこと。

- ① 1の①から③までの事項について、入学予定者に理解させ、同意書をとること（同意書のひな型については、別紙1のとおり）。
  - ② 特定性犯罪前科がないことについて誓約書をとること（誓約書のひな型については、別紙2のとおり）。併せて、万が一、特定性犯罪前科がある旨の申告があつた入学予定者に対しては、大学としてどのような対応を取ることになるのか検討し、入学予定者に対して伝達すること。なお、申告によって得られた情報は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規律の適用を受けるため、適切な情報管理が求められること。
- ※ 学生が実習を行うかどうかが入学前に明らかでない場合においては、当該学生が実習を行う蓋然性が高くなった段階で同意書・誓約書を取ることが考えられます。
- ※ 誓約書については、入学前に取った場合でも、実習前にも改めて取ることをお願いする予定です。

3 入学時、実習前などの適切な時期に、法の概要について、入学予定者及び学生に周知すること（法の概要資料については、参考資料のとおり）。

（参考）周知用資料ひな型（別紙3のとおり）

以上

【本件担当】

（本通知全般・こども性暴力防止法を受けた対応について）

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

Mail : kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

TEL : 03-6858-0195

（教員養成課程について）

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課

教員免許・研修企画室

Mail : menkyo@mext.go.jp

（保育士養成課程について）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士対策係

Mail : seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

## ことども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

### 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

### 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

### 対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象事業者に求められる措置等

#### 安全確保措置

##### 初犯防止対策

###### ③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
- ・学校設置者等の現職者
  - ▶ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - － 民間教育保育等事業者の従事者
    - ▶ 認定等から1年以内第2.6条第3項)
- ・研修(第8条等)

##### ② 被害が疑われる場合の対応

- ・調査(第7条第1項等)
- ・被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

##### ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれあり」と認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれありとして防止措置は必須。詳細はガイドラインで示す予定。

### 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告収取及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日: 令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

参考資料

### 第3 制度対象

#### 論点② 対象業務の範囲（4）

オ 実習生の取扱い

#### 前提・考え方

- 教育実習生、保育実習生等の実習生について、「教員等」又は「教育保育等従事者」に該当するか否かについて明確化することが必要である。

#### 対応案

- 実習生については、支配性、継続性及び閉鎖性の観点から実習の実態に応じて、犯罪事実確認の必要性を判断することとする。
- すなわち、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。
- 一方で、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性、継続性及び閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象とすることとする。
- なお、教育実習生及び保育実習生については、実習期間が通常3週間程度であり、その間、基本的に指導教員等の監督の下で児童等と接することとなるようになる。

«こども性暴力防止法施行準備検討会中間とりまとめについて»

URL :

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/1fb59a2f-ac76-4eaa-b38e-38bacedfa606/a58e4b15/20251006\\_councils\\_koseibo-jumbi\\_1fb59a2f\\_11.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1fb59a2f-ac76-4eaa-b38e-38bacedfa606/a58e4b15/20251006_councils_koseibo-jumbi_1fb59a2f_11.pdf)

（抜粋：実習生の扱い）

「『教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）』」

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>

同意書参考例

- 法施行後は、以下の記載の参考例のうち、「法の施行日（令和8年12月25日を予定）以降」の箇所は削除してください。
- 文言については各大学の対応に応じて適宜修正・削除してください。

私は、貴学への入学に際し下記の事項について同意いたします。

記

① 法の施行日（令和8年12月25日を予定）以降、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。

（以下各大学での対応に応じて修正・削除してください。）

② 実習を行うことができない場合は、【教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる普通免許状 or 保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格】の取得要件を満たすことはできないこと。

③ 実習を行うことができない場合、卒業要件を満たすことができず卒業ができない可能性があること。

誓約書参考例

○法施行後は、以下の記載の参考例のうち、「令和8年12月25日までに施行予定の」という文言及び「※なお、本誓約書署名時に～」の箇所は削除してください。

○文言については各大学の対応に応じて適宜修正・削除してください。

私は、貴学への入学に際し、以下の事項を誓約いたします。

私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

※裏面にこども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定（次ページ参照）を掲載する。

※同法第2条第7項第6号（都道府県条例で定める罪）については政令で定めることとなっていることから、当該政令が規定された後は、参考条文に政令の内容も掲載する。

(参照条文)

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から 20 年

拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から 10 年

罰金：刑の執行終了等から 10 年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（うち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの）

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

第2条第7項第6号に関する政令  
制定後は、当該政令の規定内容も  
記載すること。

「こども性暴力防止法」が  
2026年12月25日にスタートします。  
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場

合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。

- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。

(次の文言は各大学等の対応に合わせて適宜修正・削除してください)

- 入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより卒業ができなくなる可能性があります。

## 【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)

・・・

・・・